

緊急通報システムを貸し出します

■問合せ 健康福祉課福祉・高齢者グループ (☎ 74-3001)

洞 爺湖町は、疾患により特に注意が必要な高齢者や重度身体障害者がいる世帯のため、24 時間対応可能な緊急通報用システムを設置し、日常生活の安全を確保するサービスを提供しています。

対象者

- ① 65 歳以上で心臓疾患や脳疾患、その他疾患などにより日常生活で特に注意を必要とする 1 人暮らしの人
 - ② 65 歳以上で心臓疾患や脳疾患、その他疾患などにより日常生活で特に注意を必要とし、緊急時に同居者の対応が困難な世帯に属する人
 - ③ 身体障害者手帳 1 級・2 級に該当する人で緊急時に援護を必要とする人
- ※①～③と同等と認められる人も含みます。

サービス利用の流れ

- ① 申請書類
役場健康福祉課、洞爺総合支所庶務課、洞爺湖温泉支所窓口に備え付けてあります。
- ② 申込み
緊急通報システム貸与申請書（協力員を原則 3 人登録する必要があります）、誓約書、緊急通報システム協力員承諾書を健康福祉課、洞爺総合支所庶務課、洞爺湖温泉支所に提出してください。
- ③ 利用審査
申請内容を審査して、貸与を決定（もしくは却下）します。
- ④ 利用決定
利用が決定したときに申請者に通知します。その後、日程調整を行い、緊急通報システムを設置します。

緊急通報システムの種類

利用者の住宅環境などに合わせてどちらかを選択できます。

緊急通報用電話機（ワイヤレスペンダント） モバイル型電話機



自宅の電話機に接続して設置し、ワイヤレスペンダントは自宅内のみで利用できます。大きなボタンの方が押しやすい人や主に自宅内で過ごされる人に適しています。自宅に固定電話がある人のみ利用できます。



携帯電話と同じように、外でも利用可能で、小さなボタンを押すことができ、1 人で外出することがある人に適しています。自宅に固定電話が無い人も利用できます。